

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（個）第2号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定に対する本件審査請求は、却下すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和4年7月7日付けで、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年広島県条例第33号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下単に「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、

- 1 請求者の現在の入院（入院先：〇〇病院）にかかる入院届及び定期病状報告書の全て
 - 2 請求者がこれまでに行った退院等請求手続にかかる結果通知書の全て
- の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、平成28年以前の文書は保存年限満了により廃棄しており保有していないとして、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、また、次のとおり請求に係る保有個人情報記録されている行政文書を特定し、自己情報部分開示決定（以下「別件処分」という。）を行い、令和4年8月5日付けでそれぞれ審査請求人に通知した。

(1) 別件処分の対象文書

- ア 入院届（入院診療計画書及び同意書を含む。）（令和〇年〇月〇日付け）
- イ 12か月ごとの医療保護入院者の定期病状報告書（医療保護入院者退院支援委員会審議記録を含む。）（平成〇年〇月〇日付け）
- ウ 12か月ごとの医療保護入院者の定期病状報告書（医療保護入院者退院支援委員会審議記録を含む。）（令和〇年〇月〇日付け）

エ 12か月ごとの医療保護入院者の定期病状報告書（医療保護入院者退院支援委員会審議記録を含む。）（令和〇年〇月〇日付け）

(2) 別件処分の不開示理由

条例第14条第2号、第3号、第4号及び第7号に該当

3 審査請求

審査請求人は、令和4年12月27日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、実施機関は、上記審査請求書の記載事項に不備があったため、審査請求人に対して令和5年2月1日付け指令精セ第4号補正命令書により当該不備を補正するよう命令し、審査請求人からの同月11日付け補正書（以下「本件補正書1」という。）を同月14日に收受した。さらに、実施機関は、審査請求人に対して令和5年2月21日付け指令精セ第5号補正命令書により、当該不備を補正するよう命令し、審査請求人からの同年3月3日付け補正書（以下「本件補正書2」といい、本件補正書1及び本件補正書2を総称して「本件補正書」という。）を同月17日に收受した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書（本件補正書を含む。）及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和4年8月5日精セ第2号による自己情報不存在決定通知書に不服があり、その取消しを求める。
- (2) この決定がどういう内容においての（誰によって事実として）確定を立証する証明の提出を求める。
- (3) 〇〇。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のと

おりである。

1 対象行政文書の特定の経緯

令和4年7月7日付けで審査請求人から、本件請求があった。請求する行政文書の内容は、「請求者の現在の入院（入院先：〇〇病院）にかかる入院届及び定期病状報告書の全て」、「請求者がこれまでに行った退院等請求手続きにかかる結果通知書の全て」であった。

2 審査請求書の補正について

審査請求書の内容については、対象となる処分の内容や審査請求の趣旨などが不明であったため、令和5年2月1日付けで1回目の補正命令書（精セ第4号）を通知したところ、令和5年2月11日付けで補正書が提出され、令和4年8月5日付け自己情報部分開示決定（精セ第1号）及び自己情報不存在（精セ第2号）の処分が審査請求の対象となる処分であり、これらの処分に不服があり、それらの取り消しを求めることが審査請求の趣旨であることは確認できた。

しかし、審査請求について、行審法第18条第1項ただし書に規定する審査請求期間（3か月間）を経過して提出されたことについての正当な理由が記載されていなかったため、令和5年2月21日付けで2回目の補正命令書（精セ第5号）を通知したところ、令和5年3月3日付けで補正書が提出された。

2通の補正書の内容は、審査請求人の思いなどの持論が展開されている陳述なども記載されていたが、審査請求に係る正当な理由等が明確に記載されておらず、これ以上の説明を求めることは困難である。補正を求め続けていたずらに期間が経過することは行政不服審査制度の趣旨に反するものと考えられるため、重ねての補正は求めず、弁明する。

3 審査請求人の主張及び処分庁の弁明

審査請求書及び2通の補正書に基づく、審査請求人の主張と処分庁の弁明は次のとおりである。

- (1) 審査請求に係る処分の内容について、審査請求人は、令和4年8月5日付け精セ第2号による自己情報不存在通知書において、また、「送られてきた文書はすべてが抹消されており、理由は「本人が悪化する」とありました。悪意です」と主張している。
- (2) 審査請求の趣旨について、審査請求人は、令和4年8月5日付け精セ第

2号による自己情報不存通知書に不服があり、その取消を求めることとしているが、処分庁としては、令和4年7月7日付けで開示請求のあった保有個人情報については、保存年限満了により廃棄したため保有しておらず、広島県個人情報保護条例第11条第3項の規定により、不存であることを通知したものである。また、審査請求人は「主治医は30年前からのうそを公開しています。どんな事実であったかの確認がないままに本人の四半世紀以上の継続した病歴があるとされて「治療不可能」という「無実」にたいして「他人」に勝手にされたサギです。」。審査請求の理由は「〇〇」と主張しているが、この主張は審査請求人の個人的な意見である。

4 結論

本件処分は、対象となる文書が存在しなかったため、やむを得ず自己情報不存の決定をしたものであり、違法又は不当な処分には当たらない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の適法性について

(1) 本件審査請求について

審査請求人は、本件処分を不服として、行審法第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行ったものである。

本件審査請求は、令和4年8月5日付けの本件処分に対して、審査請求人が令和4年12月27日付けの審査請求書を郵送により実施機関に提出したものであって、郵便物の消印は令和4年12月29日であった。

実施機関は、審査請求書に審査請求に係る処分があったことを知った日の記載がなかったことから、審査請求人に対して令和5年2月1日付け指令精セ第4号補正命令書により当該不備を補正するよう命令し、審査請求人から同月11日付けで補正書の提出があり、この補正書において審査請求人は、審査請求に係る処分があったことを知った日を令和4年10月3日とした。

実施機関は、さらに、審査請求人に対して令和5年2月21日付け指令精セ第5号補正命令書により、本件処分について行審法第18条第1項ただし書に規定する審査請求期間を経過していることについての正当な理由の有無について回答するよう命令し、審査請求人から同年3月3日付けで補正書の提出があり、その内容は次のとおりであった。

正当な理由がある

2月1日付の補正書の「(2)」による質問は～知った年月日（自己情報部分開示決定通知書を受け取った日）とありましたので、決定書とともに受け取った日は「精神センターのセンター長名の文書で送りますとの令和4年10月3日付で送られて受け取りました。

令和4年8月5日付の「決定処分」であったことで審査請求期間を経過しているとのことでありましたが、この「決定処分」を受け取ったのは県立精神センター長名で10月3日付で（令和4年です。県立精神センターへ確認していただきたいと思います。

※自己情報決定書を受け取った日の設問には正確に答えましたので、「決定処分」となった日付である令和4年8月5日というのが本人が受け取ったこと理由としては令和4年10月3日付で受け取ってから、10月より

ア ○○

イ ○○

ウ コロナの開放となってから、落ちつくまで大変な状況でしたが、3ヶ月以内の請求であるなら、令和5年1月3日までが3ヶ月以内として審査請求を行いました。

以上の記述が正当な理由の内容です。

これに対して、実施機関は、弁明書において、補正書の内容は、審査請求人の思いなどの持論が展開されている陳述なども記載されていたが、審査請求に係る正当な理由等が明確に記載されておらず、これ以上の説明を求めることは困難であり、補正を求め続けていたずらに期間が経過することは行政不服審査制度の趣旨に反するものと考えられるため、重ねての補正は求めず、弁明するとして手続を進め、本件諮問を行ったとしている。

審査請求人は、本件処分があったことを知った日は令和4年10月3日であり、本件審査請求は本件処分があったことを知った日から3月以内に行った旨を主張しており、実施機関は、審査請求人は審査請求期間を経過していることについて正当な理由を示していないとしていることから、以下、審査請求人が本件処分があったことを知った日及び本件審査請求の適法性について検討する。

(2) 審査請求期間について

行審法第18条第1項には、「処分についての審査請求は、処分があったこ

とを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。」と規定されており、同項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合において、請求期間内に審査請求をすることができなかった正当な理由がある場合には、例外が認められているが、行審法第19条第5項第3号では、審査請求期間の経過後に審査請求をする場合には、審査請求期間経過後に審査請求をする正当な理由の有無を審査する必要があるため、審査請求期間の経過後に審査請求をする正当な理由を審査請求書に記載しなければならないこととされている。また、行審法第23条には、「審査請求書が第19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。」と規定されており、行審法第24条には、「前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審査手続を経ないで、第45条第1項又は第49条第1項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。」と規定されている。

(3) 本件処分の通知等に係る経過

本件処分は令和4年8月5日付けであるが、審査請求人は本件処分があったことを知った日は令和4年10月3日であるとしている。

そのため、当審査会が実施機関に対して、本件処分の通知等に係る経過について説明を求めたところ、実施機関は次のとおり説明する。

ア 実施機関は、本件処分に係る自己情報不存在通知書（以下「本件決定通知書」という。）、別件処分に係る自己情報部分開示決定通知書及び別件処分に係る文書の写しの交付に要する文書複写料の納付に係る広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）第11条による納入通知書（以下「別件納入通知書」という。）を、令和4年8月5日付けで審査請求人宛に郵送した。

イ 審査請求人から、別件納入通知書の領収証書の写しの送付が令和4年9月30日にあった。

ウ 審査請求人は入院中であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により郵便局員の病院内への立入りが制限されていたことから、令和4年10月3日に、実施機関の職員が別件処分に係る文書の写しを病院に持参し、審査請求人に渡すよう病院へ依頼した。

当審査会が実施機関に説明を求めたところ、アについては、日本郵便のレターパックによる発送の記録が提出されたが、配達日の記録は確認できなかった。また、イについては、別件納入通知書の領収証書の写しが提出され、その領収印欄に押印された領収印の日付は令和4年8月17日であった。

条例第21条では、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないとされており、具体的には、広島県個人情報保護事務取扱要綱（平成17年3月31日制定）において、「開示決定通知書又は部分開示決定通知書に納入通知書を添えて開示請求者に送付し、複写料を金融機関に納付させた後、納入通知書の領収証書を郵送を行う担当部署に返送させ、当該担当部署において複写料が納入されたことを確認した上で、当該領収証書を行政文書の写しに添えて開示請求者に送付するものとする。郵送により行政文書の写しの交付をする場合は、開示請求者に郵送に要する費用の額に相当する郵便切手を納入通知書の領収証書に添えて郵送を行う担当部署に送付させるものとする。」とされている。

これらのことからすると、審査請求人が別件納入通知書により納付を行った日は本件決定通知書の到達より後であると考えられるため、遅くとも、令和4年8月17日には本件決定通知書は審査請求人に到達していたことが認められる。

(4) 本件審査請求の適法性について

条例第13条に基づく開示の実施は、開示決定等の後の手続として位置付けられているから、開示決定等は、個人情報の記録された行政文書の写しの交付等による開示が実施されていないとしても、当該開示決定等に係る通知書が開示請求者に到達した時点で効力を生ずるものと解される（最高裁判所平成27年（行ヒ）第221号同28年3月10日第一小法廷判決）。

そうすると、審査請求人が本件処分があったことを知ったのは、遅くとも令和4年8月17日ということとなる。審査請求人は、本件処分があったことを知ったのは令和4年10月3日であるとして、令和4年12月29日まで審査請求をすることができなかった理由について他に主張をしていないことから、審査請求人が本件処分があったことを知った日から3か月を経過して本件審査請求をしたことに正当な理由があることはできない。

したがって、本件審査請求は行審法第18条に定める審査請求期間を経過して提起されたものであり、また、審査請求期間内に審査請求をしなかったことについて審査請求人に正当な理由があるとは認められないことから、本件審査請求は不適法である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和6年12月20日	・ 諮問を受けた。
令和7年1月31日 (令和6年度第9回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年2月28日 (令和6年度第10回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年3月25日 (令和6年度第11回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片上 孝洋	広島修道大学教授
金谷 信子	広島市立大学教授
下宮 憲二 (部会長)	弁護士